特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」 及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に 基づき市町村から住民の本人確認情報に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存 本人確認情報として保有する。 都道府県知事保存本人確認情報は、4情報(「氏名・住所・生年月日・性別」をいう。以下同じ)、個人 番号、住民票コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障給付情報などの税・社会 保障・災害対策業務情報は保有しない。 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき市町村から住民の附票本人 特記事項 確認情報に関する通知を受け、附票都道府県サーバに都道府県知事保存附票本人確認情報として 保有する。 都道府県知事保存附票本人確認情報は、戸籍の附票に記載されている氏名、住所、出生の年月 日、男女の別及び住民票コード並びにこれらの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。 ・内部による不正利用防止のため、操作者に住基法に基づく守秘義務を課し、操作者及びアクセス 権限を限定し、生体認証による操作者認証、操作履歴の確認等の対策を講じている。 ・外部との接続にあたっては、住基ネットは専用回線を使用し、指定情報処理機関(地方公共団体情 報システム機構(以下「機構」という。))が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDSによ る侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証を行っているほか、汎用の通信プロトコル(S MTP、HTTP、FTP、Telnet等)は使用せず、独自のアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセ ス対策を講じている。

・都道府県サーバは、全都道府県分を1か所(都道府県サーバ集約センター)に集約し、その運用・監

評価実施機関名

和歌山県知事

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

視を機構に委託している。

公表日

項目一覧

I 基本情報			
(別添1)事務の内容			
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要			
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目			
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策			
IV その他のリスク対策			
V 開示請求、問合せ			
VI 評価実施手続			
(別添3) 変更箇所			

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務			
②事務の内容 ※	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム (住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する副度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、住民に関する副度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の合理化を図るため、在民に関する副を正確かつ続一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報(都道府県知事保存本人確認情報)を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) 「谜気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構)という。)への通知 ③和歌山県知事から本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署への移転・④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 (3. 附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を定額をとしての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「部道府県知事保存附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 (過、新歌山県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都通府県知事保存附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。 (過、第7ィスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る和歌山県の他の執行機関への提供又は他部署へ移転・③担ている制度を配り、2. 和歌は情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の前示。2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2			
③対象人数	<選択肢> (選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 住民基本台帳ネットワークシステム ①システムの名称 サーバ部分について記載する。 1. 本人確認情報の更新 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以 下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全 国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2. 代歌山宗の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから 抽出し、照会元に提供・移転する。 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 :住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報 を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ②システムの機能 4. 機構保存本人確認情報の照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を 行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5 本人確認情報の給索 :代表端末又は業務端末において入力された4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報 ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報の整合 : 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領 し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。] 情報提供ネットワークシステム] 庁内連携システム] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム ③他のシステムとの接続 「 〕税務システム [] その他 () システム2~5 システム2 附票連携システム ボバスというと、 ※「3、特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの 構成要素のうち、附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、附票連携システムの ①システムの名称 内の附票都道府県サーバ部分について記載する。 1. 附票本人確認情報の更新 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知され た附票本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確 認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 :和歌山県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の4情報等に対応付く附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽 出し、照会元に提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票 本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。 : 法律に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の附票本人確 認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ②システムの機能 行い、該当する個人の附票本人確認情報を受領する。 3. 門宗本八曜応間報収款 : 附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する附票本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 附票本人確認情報整合 : 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から附票本人確認情報 を受領し、当該附票本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された附票本人確認情報の整合性確認を 行う。

	[]情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[〇] 宛名システム等	[〕税務システム	
	[]その他 ()
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。

・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認 情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。

①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報 の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理す

②市町村からの本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更 新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。

| 公和版 日本の | 日本の ⑥市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。

①事務実施上の必要性

(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

和歌山県では、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。

都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルは、国外転出者に係る本人確認手段として、1つの市町村 内にとどまらず、全地方公共団体で、附票本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的と して、以下の用途に用いられる。

①附票連携システムに係る附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務の処理を行うため、区域

のの住民に係る最新の附票本人確認情報を管理する。 ②市町村からの附票本人確認情報の更新情報の通知を受けて都道府県知事保存附票本人確認情報ファ イルを更新し、当該更新情報を機構に対して通知する。

③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、附票本人確認情報を提供・移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票 本人確認情報の提供・移転に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情 報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。

④本人からの請求に基づき、当該個人の附票本人確認情報を開示する。⑤附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、附票本人確認情報を検索する。 ⑥市町村において保存する附票本人確認情報との整合性を確認する。

②実現が期待されるメリット

本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に提出が求められていた行政機関が発行す る添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)されることに加え、行政においてもより正確な本人確認の実現や事務の省略化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込まれる。

また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事

務の効率化に資することが期待される。

5. 個人番号の利用 ※

住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)

第7条(住民票の記載事項)

- 第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

- 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供)
- 第30条の15(本人確認情報の利用)
- 第30条の22(市町村間の連絡調整等)
- ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)
- 第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

<選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施しない 2) 実施しない

②法令上の根拠

法令上の根拠

7. 評価実施機関における担当部署

総務部総務管理局市町村課 ②所属長の役職名 課長

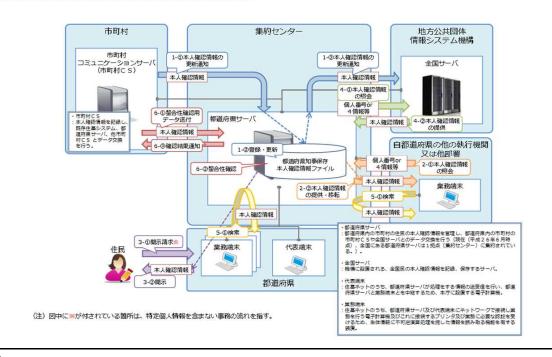
8. 他の評価実施機関

(別添1) 事務の内容

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

【全項目評価書】「(別添1)事務の内容」

(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて都道府県サーバに通知する。
- 1-②都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 2-②和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個 人の本人確認情報を提供・移転する。
- ※検索対象者が他都道府県の場合は全国サーバに対して検索の要求を行う。
- ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一 括提供の方式(注1)により行う場合)には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表端末又は業務端末 を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
- (注1)和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元に都 道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す。
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用 いる方法を指 す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は業務端末と庁内システム(宛名管理システムを含む。)のみがアクセス可能な領域 (フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。
- 3. 本人確認情報の開示に関する事務
- 3-(1),住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①.機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 4-②.機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。
- 5. 本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

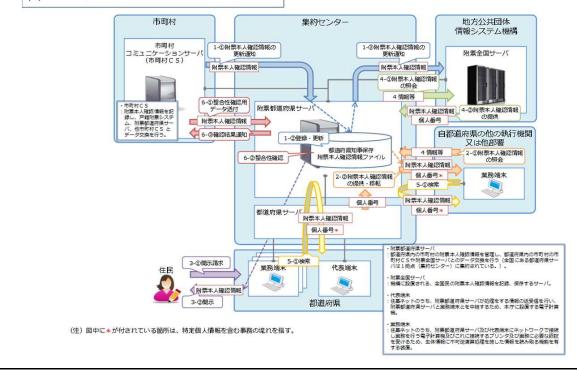
6本人確認情報整合

- 6-①.市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-②.都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報 ファ イルの整合性確認を行う。
- 6-3.都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

(別添1) 事務の内容

(2) 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務

(2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務



(備者)

- 1. 附票本人確認情報の更新に関する事務
- 1-①.市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて附票都道府県サーバに通知する。
- 1-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票本人確認情報を元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを更 新する。
- 1-③機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人確認情報の更新を通知する。
- 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転
- 2-①.和歌山県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 2-②和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し 照会元に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供・移転する。

その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、附票本人確認情報の提供・移転 に併せて当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する 場合がある。

- ※検索対象者が他都道府県の場合は附票全国サーバに対して検索の要求を行う
- ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合) には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。) を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携又は回線連携」と記載)(注2、注3)により行う。
- (注1)和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイル化された附票本人確認情報照会対象者の情報(検索条件のリスト)を元 に附票都道府県サーバに照会し、照会結果ファイルを提供する方式を指す
- (注2)媒体連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に通信回線(庁内LAN等)を用いる方法 を指す。具体的には、附票都道府県サーバの代表端末又は業務端末(都道府県サーバと共用する。)と庁内システム(宛名管理システム を含む。)のみがアクセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会要求ファイル及び照会結果ファイルの授受を行う。
- 3. 附票本人確認情報の開示に関する事務
- 3-①.住民より附票本人確認情報の開示請求を受け付ける。
- 3-②.開示請求者(住民)に対し、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに記録された当該個人の附票本人確認情報を開示す る。
- 4. 機構への情報照会に係る事務
- 4-①.機構に対し、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。
- 4-2.機構より、当該個人の附票本人確認情報を受領する。
- 5. 附票本人確認情報検索に関する事務
- 5-①.4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索する。
- 6 附票本人確認情報整合
- 6-①.市町村CSより、附票都道府県サーバに対し、整合性確認用の附票本人確認情報を送付する。
- 6-② 附票都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の附票本人確認情報を用いて都道府県知事保存附票本人 確認情報 ファイルの整合性確認を行う。
- 6-3. 附票都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル				
2. 基本情報				
①ファイルの種類 ※	く選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)			
②対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
③対象となる本人の範囲 ※	和歌山県内の住民(和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む			
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて 和歌山県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更 新・管理・提供する必要がある。			
④記録される項目	〈選択肢〉 [10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上			
主な記録項目 ※	 ・識別情報 [O] 個人番号			
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個 人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。			
全ての記録項目	別添2を参照。			
⑤保有開始日	平成27年6月			
⑥事務担当部署	総務部総務管理局市町村課			

3. 特定	個人情報のフ	手•使用
		[]本人又は本人の代理人
①入手元 ※		[]評価実施機関内の他部署 ()
		[]行政機関・独立行政法人等 ()
		[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 ()
		[]民間事業者 ()
		[]その他()
		[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方	ī法	[]電子メール []専用線 []庁内連携システム
		[]情報提供ネットワークシステム
		[O] その他 (市町村CSを通じて入手する)
③入手の)時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に	[係る妥当性	住基法第30条の6の規定により、市町村長は住民票の記載、消除等を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報を市町村長の使用に係る電子計算機(市町村CS)から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機(都道府県サーバ)へ送信することにより通知するものとされている。
⑤本人~	の明示	和歌山県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)に明示されている。
⑥使用目	的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて 和歌山県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更 新・管理・提供する。
	変更の妥当性	_
	使用部※	^署 総務部総務管理局市町村課
⑦使用の	(使用者	<選択肢> 2)10人以上50人未満 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
⑧使用方法 ※		・市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け(既存住基システム→市町村CS→都道府県サーバ)、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する(都道府県サーバ→全国サーバ)。 ・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの本人確認情報の照会要求を受け(和歌山県の他の執行機関又は他部署→都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する(都道府県サーバ→和歌山県の他の執行機関又は他部署)。 ・住民からの開示請求に基づき(住民→和歌山県窓口→都道府県サーバ)、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、書面により提供する(都道府県サーバ→帳票出力→住民)。 ・4情報の組合せをキーに機構へ機構保存本人確認情報ファイルの照会を行い(都道府県サーバ→全国サーバ)、該当する個人の本人確認情報を受領する(全国サーバ→県サーバ)。 ・4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索をおこなう。・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し(市町村CS→都道府県サーバ)、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
	情報の突合	・請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。 ・市町村CSとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。
	情報の統計分 ※	仕基法第30条の15第1項第4号(本人確認情報の利用)の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。 また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。

権利利益に影響を 与え得る決定 ※ 該当無し

⑨使用開始日		平成27年6月1日	
4. 特	定個人情報ファイルの		
委託の有無 ※		[委託する 3) 件 (3) 件	
委託	事項1	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	
①委託内容		全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバの運用及び 監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢>	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)が保存される都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。	
③委託	£先における取扱者数	<選択肢>(選択肢>10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委討	光先名の確認方法	和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委 診	托先名	地方公共団体情報システム機構(機構)	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾	
	9再委託事項	都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない (直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	
委託	委託事項2~5		

委託事項2		代表端末、業務端末等機器の保守業務
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない)業務を対象とする。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人以上1,000万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
	その妥当性	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件(情報の秘匿、指導・教育)、物理的セキュリティ要件(情報資産の管理・持出の禁止、盗難防止策、廃棄方法)、技術的セキュリティ要件(アクセスや閲覧に係るID、パスワードの設定)、運用セキュリティ要件(セキュリティ監査への協力義務)を定めている。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末に)
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委託先名		日本電気株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面により承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けている。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。
	⑨再委託事項	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべてについて責任を負う旨を契約書中で規定している。

委託事項3		代表端末、業務端末等機器運用管理業務	
①委託内容		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接本人確認情報に関わらない(直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・ 削除等を行わない)業務を対象とする。	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上1,000万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存本人確認情報ファイル)の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)のプライバシーマーク制度の認定、又はISMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>10人未満10人未満2)10人以上50人未満3)50人以上100人未満4)100人以上500人未満5)500人以上1,000人未満6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末に)	
⑤委 語	モ先名の確認方法	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。	
⑥委託先名		中央コンピューター株式会社	
重	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		
委託	事項6~10		
委託	委託事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (3)件 [O]移転を行っている (1)件	
提供·移転の有無	[] 行っていない	
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	住基法第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	和歌山県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
6 6 提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ []紙	
	[O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム	
⑦時期·頻度	市町村長からの通知に基づいて都道府県知事本人確認情報の更新を行った都度、随時。	
提供先2~5		
提供先2	和歌山県の他の執行機関	
①法令上の根拠	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第3条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第 2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。	
②提供先における用途	住基法別表第6及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第2に掲げられた和歌山県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づ 〈経過措置である。	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
	┃	
⑥提供方法	┃	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
⑦時期·頻度	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	

提供先3	住民(住基法上の住民)	
①法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)	
②提供先における用途	都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されている自己本人確認情報を確認し、必要に応じて その内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線	
⑥提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[] フラッシュメモリ [〇] 紙	
	[〇]その他 (端末機の画面の閲覧、端末機から出力された帳票の閲覧)	
⑦時期·頻度	当該住民から開示請求が合った都度、随時。	
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		
提供先16~20		
提供先16~20 移転先1	和歌山県の他部署	
	和歌山県の他部署 住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する 条例第2条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第 2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。	
移転先1	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第	
移転先1 ①法令上の根拠	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づ	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢>1)1万人よ満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満500万円計算に対する場内可能的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 専用線 [] 電子メール [] 可引続は(フラッシュメモリを除く。)	
移転先1 ①法令上の根拠 ②移転先における用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の数	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用)、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例第2条但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。 住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例別表第1に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 (選択肢>1)1万人よ満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満310万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人以上100万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満5)1,000万人未満500万円計算に対する場内可能的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的対域的	

移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~1	移転先11~15			
移転先16~20	移転先16~20			
6. 特定個人	青報の保管・	消去		
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者(操作者の所属する部署の所属長)は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。		
②保管期間	期間	<選択肢>		
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第 30条の6(都道府県における本人確認情報の保存期間)に定める期間(150年間)保管する。		
③消去方法		都道府県知事本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。		
7. 備考	7. 備考			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	√の種類 ※	<選択肢> [システム用ファイル] 1)システム用ファイル [システム用ファイル] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	和歌山県内の住民(和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に 基づき戸籍の附票に記録された住民を指す。) ※消除者を含む。
	その必要性	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての 住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報を含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。・個人番号 :国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連携する場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の 政令で定める日。
⑥事務担	当部署	総務部総務管理局市町村課

3. 特定個	固人情報	₩の入手・	使用
			[]本人又は本人の代理人
①入手元 ※			[]評価実施機関内の他部署 ()
	~		[]行政機関・独立行政法人等 ()
	**		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ()
			[]民間事業者 ()
			【 ○] その他 (都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号) を抽出する場合がある)
			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
②入手方法	±		[]電子メール [〇]専用線 []庁内連携システム
②八十月点	A		[]情報提供ネットワークシステム
			[]その他 ()
②入手の時期・頻度 「戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成(出生等)が発生した都度入手が番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものにがあった場合、個人番号をその都度抽出する場合がある。			
			法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市町村の戸籍の附票の記載事項に変更が生じた都度、当該市町村を通じて入手し、機構に通知する必要がある。 また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基ネット(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。
④入手に係	系る妥当	性	※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。
			※※附票連携システムは、住基ネットを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々な措置が講じられており、平成14年8月5日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。
	o 00 =		和歌山県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第3 0条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。
⑤本人への明示			※和歌山県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の4 4の6第3項に明示されている。
⑥使用目的 ※			都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山県内の戸籍の附票に記録された全ての 住民の情報を保有し、その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。
			※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番号をその都度抽出し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について 提供する場合がある。
変更の妥当性		 妥当性	
	付 ※	使用部署	総務部総務管理局市町村課
⑦使用の主体		使用者数	〈選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(和歌山県の他の執行機関又は他部署→附票都道府県サーバ)、照会のあった住民票コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元へ提供・移転する。(附票都道府県サーバ→和歌山県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。
	情報の突合 ※	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コードと都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合する。
	情報の統計分析 ※	該当無し
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	該当無し
9使用開	別始日	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び 効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法 律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の 政令で定める日。
4. 特定	個人情報ファイルの	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
委託の有	í 無 ※	[委託する 3) 件
委託事	項1	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務
①委託内]容	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバと同様に附票 都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、 直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を 行わない)業務を対象とする。
	を委託する特定個アイルの範囲	〈選択肢〉 [特定個人情報ファイルの全体] 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [100万人以上1,000万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の 範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
		都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルが保存される附票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらな

③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 (選択肢〉 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
0 - 4 -	€先への特定個人情報 レの提供方法	[O] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] その他 ()
⑤委計	モ先名の確認方法	和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委 言		地方公共団体情報システム機構(機構)
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	書面による承諾
	9再委託事項	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係 わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
委託	事項2~5	
委託	事項2	代表端末、業務端末等機器の保守業務
①委訂	· 任内容	和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
その妥当性		住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件(情報の秘匿、指導・教育)、物理的セキュリティ要件(情報資産の管理・持出の禁止、盗難防止策、廃棄方法)、技術的セキュリティ要件(アクセスや閲覧に係るID、パスワードの設定)、運用セキュリティ要件(セキュリティ監査への協力義務)を定めている。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末に)
5委計	モ先名の確認方法	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。
⑥委 記	 托先名	日本電気株式会社

_						
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない				
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面により承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けている。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。				
	⑨再委託事項	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべてについて責任を負う旨を契約書中で規定している。				
委託	事項3	代表端末、業務端末等機器運用管理業務				
①委訂		和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。				
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部				
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上				
	対象となる本人の 範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上				
	その妥当性	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)のプライバシーマーク制度の認定、又はISMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。				
③委言	そ先における取扱者数	<選択肢>				
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモ []紙 [O]その他 (運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代表端末又は業務端末に) より確認しているのみで、提供はしていない。				
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。				
⑥委託先名		中央コンピューター株式会社				
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない				
再委託	⑧再委託の許諾方法					
	⑨再委託事項					

 ⑥提供方法 ⑥提供方法 ⑥提供方法 ⑥提供方法 ⑥ 計電子メール ⑥ 計価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	委託事項6~10					
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	委託事項11~15	委託事項11~15				
日本	委託事項16~20					
現代・移転の有無	5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
①法令上の根拠	提供・移転の有無					
①法令上の根拠	提供先1	和歌山県の他の執行機関				
□ ・	①法令上の根拠	住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第				
③提供する情報 の求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。 ④提供する情報の対象となる本人の数 「100万人以上1,000万人未満 2) 1万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 5) 1,000万人以上 6) 1,000万人以上 6) 1,000万人以上 6) 1,000万人以上 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人以上 7) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 6) 1,000万人以上 7) 1,000万人未満 6) 1,000万人未満 7,000万人	②提供先における用途					
④提供する情報の対象となる本人の数[100万人以上1,000万人未満]1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人未満 5) 1,000万人以上1000万人以上1000万人来满 5) 1,000万人以上1000万人来满 5) 1,000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人未满 5) 1,000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人以上1000万人和的1000万人以上10	③提供する情報	の求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づ 〈経過措置である。				
本人の範囲12. ③対象となる本人の範囲]と同工⑥提供方法[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)⑥提供方法[]フラッシュメモリ []紙 [] 子の他 (住民基本台帳ネットワークシステム)⑦時期・頻度和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。提供先2~5提供先6~10提供先11~15	<u> </u>	1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満				
 ⑥提供方法 ⑥提供方法 []電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 利紙 [] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ⑦時期・頻度 和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。 提供先2~5 提供先6~10 提供先11~15 	⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上				
⑥提供方法 [] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)) ⑦時期・頻度 和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。 提供先2~5 提供先6~10 提供先11~15		[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
[] フラッシュメモリ [] 紙 [O] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) ⑦時期・頻度 和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。 提供先2~5 提供先6~10 提供先11~15	6.提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
⑦時期・頻度和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。提供先2~5提供先6~10提供先11~15	© DE NOTA	[] フラッシュメモリ [] 紙				
提供先2~5 提供先6~10 提供先11~15		[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)				
提供先6~10 提供先11~15	⑦時期・頻度	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。				
提供先11~15	提供先2~5					
	提供先6~10					
提供先16~20	提供先11~15					
	提供先16~20					

移転先1		和歌山県の他部署
①法令上の根拠		住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項又は第 2項の規定により提供先が個人番号を利用することができる場合に限る。
②移転先におけ	る用途	住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事保存附票本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用いる。
③移転する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。
④移転する情報 本人の数	の対象となる	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上
		[] 庁内連携システム [] 専用線
⑥移転方法		[〇] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
◎49 #4月五		[] フラッシュメモリ [〇] 紙
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期·頻度		和歌山県の他部署から検索要求があった都度、随時。
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	j	
移転先16~20)	
6. 特定個人情	青報の保管・済	肖去
①保管場所 ※		・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者(操作者の所属する部署の所属長)は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。
②保管期間	期間	〈選択肢〉 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 1 4) 3年 5) 4年 6) 5年 [1年未満] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上10) 定められていない
	その妥当性	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。
③消去方法		一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。
7. 備考		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- 1. 住民票コード、 2. 漢字氏名、 3. 外字数(氏名)、 4. ふりがな氏名、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所、 8. 外字数(住所)、 9. 個人番号、 10. 異動事由、 11. 異動年月日、 12. 保存期間フラグ、 13. 清音化かな氏名、 14. 市町村コード、 15. 大字・字コード、
- 16. 操作者ID、 17. 操作端末ID、 18. タイムスタンプ、 19. 通知を受けた年月日、 20. 外字フラグ、 21. 削除フラグ、
- 22. 更新順番号、 23. 氏名外字変更連番、 24. 住所外字変更連番、 25. 旧氏 漢字、 26. 旧氏 外字数、 27. 旧氏 ふりがな
- 28. 旧氏 外字変更連番
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

ア 附票本人確認情報

- 1. 住民票コード、 2. 氏名 漢字、 3. 氏名 外字数、 4. 氏名 ふりがな、 5. 生年月日、 6. 性別、 7. 住所 市町村コード、 8. 住所 漢字、9. 住所 外字数、 10. 最終住所 漢字、 11. 最終住所 外字数、 12. 異動年月日、 13. 旧住民票コード、 14. 附票管理市町村コード、
- 15. 附票本人確認情報状態区分、 16. 外字フラグ、 17. 外字パターン、 18. 通知区分

イ その他

1. 個人	番号(※国タ	ト転出者に係	る事務処理	に関し、番号	法で認められ	れた場合に限	り、和歌山り	県の他の執行	行機関又	は他部	署からの求
めに応じ	、当該個人	の住民票コ-	ードを用いて、	都道府県知	口事保存附票	本人確認情報	報ファイルが	ら個人番号	を抽出し	、提供・	移転する場
合がある	5。)										

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 特定個人情報の人子((情報提供イットソークンスナムを通じた人手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知される本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性は市町村側の本人確認により保証されるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることが、システム上で担保されている。(都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要求の際に通知(住基法第30条の6第1項に基づき通知)される本人確認情報に限定される。)
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	
リスクに対する措置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおける本人確認情報の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情	
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	都道府県知事保存本人確認情報ファイルにおいて個人番号の入手手段は、市町村CSからの住基法第30条の6第1項に基づく通知に限定されるが、個人番号は、番号法第7条の規定に基づき市町村長が指定することとされており、さらに、対象者の本人確認は市町村に委ねられているため、個人番号の真正性の確認は市町村が行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	都道府県サーバにおいて本人確認情報ファイルを更新する際は、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に、当該処理をエラーとする等のチェックをシステム上で行うほか、市町村からの本人確認情報更新要求に基づいて更新された本人確認情報について、その内容(氏名、住所、生年月日等)を比較し、市町村が保存している本人確認情報と都道府県サーバに保存されている本人確認情報とが一致していることを整合性確認処理により確認する。また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。
リスクに対する措置の内容	※都道府県サーバのサーバ上で稼働するアブリケーション。 都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。
リスクへの対策は十分か	【 十分である
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐	計付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置 の内容	宛名システムとファイアウォールデータのやり取りが電子記録媒る。これにより媒体を用いることれる。・具体的には下記の3点の措置を行おうとする不正アクセスに交①宛名システムから住基ネット(②住基ネットから抽出する情報ない仕組みとなっている。	の操作はできない。 は事前に権限が与えられた職員が記 ウォールが設置されており、特定の3	これについては、宛名システムとの 共有フォルダを通じて行うものであ くなり、セキュリティの向上が見込ま すけや必要のない情報等の紐付け 認証した上で、住基ネットでしか出せ
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	なお、都道府県サーバと附票都るよう、システムにより制限する (1) 都道府県サーバ⇒附票都设 番号法で認められた場合に限り 者に係る個人番号を連携⇒都道 (2) 附票都道府県サーバ⇒都 国外転出者に係る事務処理に 部署等からの求めに応じ、個人	一内において、附票都道府県サーバ 3道府県サーバのシステム間のアクサーバのシステム間のアクサーバのアクセス し、和歌山県の他の執行機関又は他 引合。	セスは、以下の場合の処理に限られ 部署等からの求めに応じ、国外転出 リ、和歌山県の他の執行機関又は他
その他の措置の内容	_		
リスクへの対策は十分か	[十分である	」 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
 リスク2: 権限のない者(元職	」 :員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	める事項」に基づき、セキュリテけ、利用事務を確認し、照合ID: ・操作者は照合情報認証(生体 ※怪我などで照合情報認証に近 ワークシステムシステム管理者	は、「和歌山県住民基本台帳ネット「 ィ責任者(操作者の所属する部署の を付与する。 認証)又は操作者照合暗証番号※(「 適さない身体状況などシステム管理 が定める事項」に規定するやむを得 ム管理者が発行する操作者照合暗	所属長)から操作者指定協議を受 こよる操作者認証を行う。 者が「和歌山県住民基本台帳ネット ない事情があると判断した場合に
 アクセス権限の発効・失効の 管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	づき、業務に応じた権限を付与・システム管理者は「和歌山県にづき、操作者ID管理簿を調製し・セキュリティ責任者は人事異動ワークシステムシステム管理者は解除の協議を受けれずる。・システム管理者は「和歌山県信	主民基本台帳ネットワークシステム さする。 主民基本台帳ネットワークシステム さ 、アクセス権限を適切に管理する。 が等により操作者指定を解除する場合が定める事項」に基づき、システムで けたときは、照合情報を削除すること 主民基本台帳ネットワークシステムで 証に利用されているか検査すること	ンステム管理者が定める事項」に基合、「和歌山県住民基本台帳ネット管理者あてに解除を協議する。シスにより、直ちにアクセス権限を無効ンステム管理者が定める事項」に基
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	づき、業務に応じた権限を付与・操作者は操作に当たっては「利項」に基づき、操作者ID管理簿にから事前に使用承認を得た上て載しセキュリティ責任者へ報告を	主民基本台帳ネットワークシステム:する。 口歌山県住民基本台帳ネットワークシステム: こ利用年月日、利用開始時間、利用 で、さらに操作終了後は操作者ID管理 を行う。 こ、検索サブシステム及び業務端末I	システム管理者が定める事項」に基 システム システム管理者が定める 目的等を記載しセキュリティ責任者 里簿へ利用終了時間、利用件数を記
 特定個人情報の使用の記録	[記録を残している	〈選択肢〉	2) 記録を残していない
		」 1) 記録を残している	

その他の措置の内容	_		
リスクへの対策は十分か	【 十分である		
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴(ログ)と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせる伴に、操作履歴(ログ)と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク4: 特定個人情報ファイ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報(データ)の複製は行えず、本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存先、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票の複写は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」により禁止されている。・一括提供方式により取得した本人確認情報を磁気ディスクに保存したときは、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける一括提供方式による本人確認情報の利用に関する要項」に基づき、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に処理件数、照会日等を記録し所属長の確認を得る。また、当該磁気ディスクを更に複写する場合は一括提供用磁気ディスク管理記録簿に複写する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿にて保管し、磁気ディスクを廃棄する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に記載する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
特定個人情報の使用における	。 るその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7.0% 杜克图 桂丸の体界に収まし 以下の世界と幸福で			

- その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。
 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
 ・離席時は、パソコンをログオフする。
 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。
 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正人手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク

	再委託に関するリスク						
情報保護管理体制の確認		委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的 外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故 発生時における報告に関して定めている。					
特定個人情報ファイルの閲覧 者・更新者の制限		[制限している] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない					
	具体的な制限方法	・委託業務に従事する者の名簿を提出させる。・委託業務に従事する者に都道府県知事保存本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。					
特定化いの証	固人情報ファイルの取扱 2録	[記録を残している] <選択肢> [記録を残している 2)記録を残していない					
	具体的な方法	・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする。 ・契約書等に基づき、受託者から業務報告書の提出を受ける。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を採取・保管し 定期的に分析を行う。 ・システムの操作履歴については7年間、安全な場所に施錠保管する。					

特定個人情報の提供ルール		[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	削除等を行わない ・委託契約書にお	い業務を対象といて、秘密保持	する。 義務お。	び個人情報保証	隻の徹底、セキ	接アクセスできず、 ・ュリティ要件(情報) ・せることを義務づい	資産の管理
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	削除等を行わない ・委託契約書にお	い業務を対象といて、秘密保持	する。 義務お。	び個人情報保証	隻の徹底、セキ	接アクセスできず、 ・ュリティ要件(情報) ・せることを義務づい	資産の管理
特定個	固人情報の消去ルール	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	削除等を行わない	い)業務を対象としいて、受託者が	っている 委託者	。 いら提供された業	務遂行のため	接アクセスできず、 に必要な情報等に ける。	
	R約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定め	ている]	<選択肢> 1) 定めている		2) 定めていない	
	規定の内容	・秘収集の ・収集の ・砂収集の ・適日的 ・移写 ・移り ・複写 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ で り の り り り り り り り り り り り り り り り り り	しの禁止 は廃棄					
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に	行っている		<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って		2) 十分に行ってし 4) 再委託していな	
	具体的な方法	・再委託に当たつ ・秘密保護に係る ・再委託先の業務	条項を設ける。				设ける。	
その他	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され	にいる にいる	2) 十分である	
特定個	周人情報ファイルの取扱!	いの委託における	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っているほか、随時業務状況を確認する。

5. 特定個人情報の提供・移り	伝 (委託や情報提供ネット	ワークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[] ŧ	是供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転 の記録	[記録を残している	5]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を	残していない
具体的な方法	者等)をシステム上で管理	し、7年分保	提供・移転を行う際に、提供 存する。 れなかった場合についても記		提供·移転日時、操作
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めて	いない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	操作者に付与する権限のない者はアクセスできない)範囲は、当記 仕組みとする	!供・移転は番号法及び住基 该者がその業務を行なうたと ら。 グ・操作ログ)を採取・保管し	かに必要な範囲に	限っており、権限の
その他の措置の内容			室管理」、「操作権限のない その業務を行なうために必		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分で	ある
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク				
リスクに対する措置の内容	ムを含む。)へのアクセスに連携手段として通信の記録基本ットを用いることによりなお、全国サーバと都ごを たへの情報の提供はなさいまた、和歌山県の他の執行	は、共有フォル まが逐一保存 は、不適切な力 サーバの れないことが う機関への提	され、また、連携するデータ 5法による特定個人情報の打 間の通信では相互認証を実	が暗号化される 是供を防止する。 E施しているため、 のため、媒体へ出	仕組みが確立した住 認証できない相手
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分で	ある
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った	た相手に提供			
リスクに対する措置の内容	る。また、都道府県知事保 数の職員により実施する。 ・誤った相手に提供・移転 ・全国サーバと都道府県サ の情報の提供はなされない バの代表端末又は業務端	指定された検 存本人確認 してしまうリストーバの間の いことがシスラ 末から庁内ら 、都道府県失	索条件に基づき得た結果を 情報の開示請求があった場 クへの措置 通信では相互認証を実施し テム上担保される。また、回 システム(宛名管理システム ロ事保存本人確認情報の開	合は、当該情報。 ているため、認証 線連携を用いる場 を含む。)へのア	と請求書の突合を複 Eできない相手方へ 場合、都道府県サー クセスは、共有フォ
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分で	ある
特定個人情報の提供・移転(多する措置	を託や情報提供ネットワーク	フシステムを追	通じた提供を除く。)における	その他のリスクス	及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ィステムとの接続		[O] 接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)		
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢>)特に力を入れている)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク4: 入手の際に特定個。	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] 1		2) 十分である		
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[J 1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまう	リスク			
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[] 1	<選択肢>) 特に力を入れている) 課題が残されている	2) 十分である		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損	員リスク			
①NISC政府機関統一基準群		[政	府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守してい 3) 十分に遵守していない	る 2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[+3	汁に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
③安全	全管理規程	[+5	汁に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備してい 3) 十分に整備していない	る 2) 十分に整備している
④安全員への	全管理体制・規程の職)周知	[+5	うに周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知してい 3) 十分に周知していない	る 2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分	た行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	し、管理する。 ・都道府県サー る。 ・代表端末及び室できる。 ・業務端末は・ 末が室外に持	ーバの集約センター び記録媒体の保管 ディスプレイに表示 ち出されることのな を廃棄するときは、	ーにおい 場所は、 される本 ないよう、	ては、サーバ設置場所、記録媒 予め利用登録した者又は利用: 人確認情報が来庁者から見え 職員が退庁する際に執務室を いた情報が読み出せないよう物	登録者と同伴した者のみが入
⑥技術	斯的対策	[十分	た行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	プログラム及び・端末はインタ	ゾウィルス対策ソフ ーネットに接続で	小のパタ きず、シス	リティ更新プログラム、住基ネッーンファイルを配信された都度! マンファイルを配信された都度! ステム管理者の許可なく外部媒! ネットワークにおいて、ファイア!	更新する。 体の接続もできない。
⑦バッ	ックアップ	[特に力を	入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
⑧事品 周知	対発生時手順の策定・	[特に力を	入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	は3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生な	:L]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容					
	再発防止策の内容					
⑩死者	ちの個人番号 ニューニー	[保	骨している]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法				こよる消除後、住基法施行令第 1(150年間)保管する。	30条の6(都道府県における
その化	也の措置の内容					
リスクへの対策は十分か		[-	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容		更新が行	われる仕組みとなっ	っているため	う、古い情報のまま保管される に実施し、保存する本人確認	基ネットを通して本人確認情報の ることはない。 2情報が最新であるかどうかを確認
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3:特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在する!	Jスク		
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	令第30条・帳票等を・本人確認・媒体へ出	をの6)に定める保存を受渡し、保管、複写限し、保管、複写限情報が記載された 出力した場合は、作	期間を経過 又は廃棄 帳票等を原成、複写、	過した後にシステム的に消去 した場合には、帳票管理簿に 軽棄する場合、裁断、溶解等(上書き、削除について、一括技	記載する。
その作	也の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定值	固人情報の保管・消去に	:おけるその	他のリスク及びその	のリスクに対	対する措置	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1 ⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの 附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報のみによる。この場合、市町村CSか 対象者以外の情報の入手を ら対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の 防止するための措置の内容 担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提とな また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。 必要な情報以外を入手するこ 法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保す とを防止するための措置の内 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないことを、システムにより担保する。 その他の措置の内容 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている 十分である Γ リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク 附票本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。 リスクに対する措置の内容 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関 又は他部署からの求めに応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。 <選択肢>] 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口 入手の際の本人確認の措置 において対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。 の内容 個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。 市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システムで担保する。 個人番号の真正性確認の措 置の内容 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で真正性が担保されている。 システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う(例えば、既に消除されている者に対し て、消除を要求する通知があった場合に当該処理をエラーとする。)仕組みとする。 特定個人情報の正確性確保 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、コード)のチェックを実施する。 の措置の内容 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存される段階で正確性が確 保されている。 システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認情報の正確性を維持するため、要領・ その他の措置の内容 手順書等に基づいて附票本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認す 十分である] 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏え い・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認 証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセ スが行われることはない。 リスクに対する措置の内容 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 和歌山県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、和歌山県内の市町村の市町村CSや附票 全国サーバとのデータ交換を行う。 データの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データ の盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置 の内容

・住基ネットの一括提供機能について、これまで用いてきた電子記録媒体の変わりにLAN回線を使用 し、宛名システムとファイアウォールを介して共有フォルダを設定する。これについては、宛名システムと のデータのやり取りが電子記録媒体を用いるのではなく、LAN回線の共有フォルダを通じて行うものであ る。これにより媒体を用いることがないので、媒体紛失のリスクが無くなり、セキュリティの向上が見込ま れる。

・具体的には下記の3点の措置が講じられており、目的を越えた紐付けや必要のない情報等の紐付け を行おうとする不正アクセスに対する対策は十分である。

①宛名システムから住基ネットの操作はできない。

②住基ネットから抽出する情報は事前に権限が与えられた職員が認証した上で、住基ネットでしか出せ ない什組みとなっている。

③両システムの間にはファイアウォールが設置されており、特定の通信方式と機器および特定方向でな ければ通信は遮断されている。

庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。

附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県サーバと接続する。

事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容

なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間のアクセスは、以下の場合の処理に限られ るよう、システムにより制限する。

(1) 附票都道府県サーバ⇒都道府県サーバへのアクセス

国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は 他部署等からの求めに応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われないよう、個人番 号は附票本人確認情報DBとは別の一時保存領域で処理する。)。

(2)都道府県サーバ⇒附票都道府県サーバへのアクセス

番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに応じ、国外転 出者に係る個人番号を連携する場合。

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

2) 十分である

<選択肢>
1) 特に力を入れている
3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーリ認証の官	E	11つ(いる]	1) 行っている	2)	行っていない	
		道府県知事保存本.	イルへのアクセスは	代表端末又は業務	5端末から行う。	両端末の傾

具体的な管理方法

使 用に当たっては以下の通りユーザー認証を行う。

<選択時>

・システム管理者(市町村課長)は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定 める事項」に基づき、セキュリティ責任者(操作者の所属する部署の所属長)から操作者指定協議を受 け、利用事務を確認し、照合IDを付与する。 ・操作者は照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号※による操作者認証を行う

※怪我などで照合情報認証に適さない身体状況などシステム管理者が「和歌山県住民基本台帳ネット -クシステム システム管理者が定める事項 に規定するやむを得ない事情があると判断した場合に は、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いて認証する。

アクセス権限の発効・失効の

[行っている]

1) 行っている

2) 行っていない

管理

・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基 づき、業務に応じた権限を付与する。

具体的な管理方法

・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基 づき、操作者D管理簿を調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・セキュリティ責任者は人事異動等により操作者指定を解除する場合、「和歌山県住民基本台帳ネット

ワークシステムシステム管理者が定める事項」に基づき、システム管理者あてに解除を協議する。シス テム管理者は解除の協議を受けたときは、照合情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効 化する。

・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」に基 づき照合IDおよび操作者IDが適正に利用されているか検査することができる。

アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に利用年月日、利用開始時間、利用目的等を記載しセキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者ID管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載しセキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。 ・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
具体的な方法	・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請書類等との突合を行う。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	【
リスク3: 従業者が事務外で	
リスクに対する措置の内容	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理要領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、操作者ID管理簿に記録された利用時間と操作履歴(ログ)と突合を行い、未承認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状況報告をシステム管理者に行わせる伴に、操作履歴(ログ)と操作者ID管理簿との突合を行い、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指導する。
リスクへの対策は十分か	【
リスク4: 特定個人情報ファイ	「ルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報(データ)の複製は行えず、附票本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存先、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票の複写は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」により禁止されている。・一括提供方式により取得した附票本人確認情報を磁気ディスクに保存したときは、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける一括提供方式による附票本人確認情報の利用に関する要項」に基づき、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に処理件数、照会日等を記録し所属長の確認を得る。また、当該磁気ディスクを更に複写する場合は一括提供用磁気ディスク管理記録簿に複写先、複写日等を記載の上、所属長の確認を得る。・一括提供に係る情報が記録された磁気ディスクは、施錠のできる堅固な容器にて保管し、磁気ディスクを廃棄する場合は、物理的に粉砕し、一括提供用磁気ディスク管理記録簿に記載する。
リスクへの対策は十分か	【

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。

委託 委託 委託	もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の もによる特定個人情報の との終了後の不正な使用 もに関するリスク) 不正な提)保管・消 <mark>于</mark>	供に関するり	ノスク	リスク				
情報係	呆護管理体制の確認	外利用及		止、複写ス	スは持ちと	出しの禁止、資		持、収集の制限、適〕 は廃棄、従事者へ <i>の</i>	
	国人情報ファイルの閲 更新者の制限	[制限してい	いる]	<選択肢> 1)制限してし	る	2) 制限していな	い
	具体的な制限方法						確認情報ファ	イルに直接アクセス [・]	する権限を付
特定値扱いの	固人情報ファイルの取 ○記録	[記録を残して	ている]	<選択肢> 1)記録を残し	ている	2)記録を残して	いない
	具体的な方法	契約書・不正アク定期的に	等に基づき、 フセスを分析 分析を行 う 。	受託者かけるために	ら業務報 こ、システ	告書の提出を ムの操作履歴		ログ・操作ログ)を採	取・保管し、
特定個	固人情報の提供ルール	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	5	2) 定めていない	1
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	覧·更新· ·委託契	・削除等を行っ 約書において	わない)業 、秘密保	務を対象 持義務お	直接係わらないとする。 よび個人情報	・ ハ(附票本人確 呆護の徹底、t	に記情報に直接アクセ マキュリティ要件(情幸 守させることを義務っ	zスできず、閲 最資産の管理
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	覧·更新· ·委託契	削除等を行っ 約書において	わない)業 、秘密保	務を対象 持義務お	とする。 よび個人情報付を明記し、受討	保護の徹底、も	認情報に直接アクセ マキュリティ要件(情幸 守させることを義務つ	最資産の管理
特定個	固人情報の消去ルール	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	5	2) 定めていない	1
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	覧·更新· ·委託契	・削除等を行っ 約書において	わない)業 、受託者:	務を対象 が委託者	としている。 から提供され <i>†</i>		認情報に直接アクセ さめに必要な情報等 ぎづける。	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めてい	る]	<選択肢> 1) 定めている	5	2) 定めていない	
	規定の内容	·複写又(·資料等(·従事者/	制限	禁止					
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行って	ている]	く選択肢> 1)特に力を2 3)十分に行	入れて行ってい っていない	る 2) 十分に行って 4) 再委託してい	
	具体的な方法	·秘密保	護に係る条項	を設ける	0	報に関わらない してすべての 』	\業務が対象。 責任を負う条項		
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を2 3)課題が残		2) 十分である	
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその	他のリスク	ク及びその				
	先については、毎年度の 時業務状況を確認する	の契約にお	おいて、再委詞	託先業者(の業務内	容や委託先との	の業務分担を審	客査した上で承認を行	テっているほ

[]委託しない

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

5. 特第	定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提	供ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	1] 提供・移転しない
リスク	l: 不正な提供・移転か	「行われるリスク					
特定個 の記録	人情報の提供・移転	[記録を	残している]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記	録を残していない
	具体的な方法	作者等)をシステ	ム上で管理し、	7年分保	供・移転を行う際に、提 字する。 なかった場合についても		録(提供·移転日時、操
	人情報の提供・移転 るルール	[定 <i>め</i>	ている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	操作者に付与すない者はアクセス	る権限の範囲できない仕組	は、当該す みとする。	提供・移転は番号法及きがその業務を行なうた操作ログ)を採取・保管	めに必要な筆	西田に限っており、権限の
その他	の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である
リスク2	2: 不適切な方法で提付	共・移転が行われる	るリスク				
リスクロ	こ対する措置の内容	システムを含む。 連携手段として通 附票連携システム なお、附票全国サない相手先への また、和歌山県の)へのアクセス 信の記録が逐っを用いることに 一バと附票都 青報の提供はなり他の執行機関	は、共有では、保存されば、不道府県サいなされない。	ことがシステム上担保さ 及び他の部署への移転 で、限られた端末のみし	タが暗号化さ タが暗号化さ 国人情報の提 互認証を実施 れる。 なのため、媒体	れる仕組みが確立した 供を防止する。 しているため、認証でき なへ出力する必要がある
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている <u>3)課題が残されている</u>	2) +	分である
リスク	3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリス	ク、誤った相手	€に提供・ネ	多転してしまうリスク		
リスクロ	こ対する措置の内容	る。また、都道府 合を複数の職員! ・誤った相手に提 : 附票全国サーバ 相手方への情報 都道府県サーバ は、共有フォルダ	会元から指定さ 県知事保存附 により実施する 供・移転してし と附票都道府 の提供はなされ の代表端末又「 だけに制限す	れた検索票。まうリスクによる。まかいことがいる業がある。なお、	条件に基づき得た結果: 忍情報の開示請求がある への措置 の間の通信では相互認 がシステム上担保される	証を実施して 記また、回線 名管理システ 本人確認情報	いるため、認証できない 連携を用いる場合、附票 ムを含む。)へのアクセス 最の開示請求について
	への対策は十分か		である		<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		分である
特定個 する措i		を託や情報提供ネ 	ットワークシス・	テムを通じ	た提供を除く。)における	るその他のリ	スク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない7	方法によって入手が行われるリスク	,		
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供	してしま	うリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	びそのリ	スクに対する措置	

7. 特	定個人情報の保管・	消去						
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・	滅失・毀損リス	スク				
①NIS	C政府機関統一基準群	[政府機	関ではない]	<選択肢> 1)特に力を入れて遵守 3)十分に遵守していな	している 2 い 4	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[十分に動	整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備 3) 十分に整備していな	iしている 2	2) 十分に整備している
③安全	≧管理規程	[十分に割	整備している]	<選択肢> 1)特に力を入れて整備 3)十分に整備していな		2) 十分に整備している
④安全 員への	≧管理体制・規程の職 周知	[十分に原	問知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知 3) 十分に周知していな	している 2 い	2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[十分に行	うっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 3) 十分に行っていない	ている 2	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	特別る代で業、講然	し、管理する。 票都道府県サー。 表端末及び記録 きる。 務端末はディス 端末が室外に じる。	ーバの集約セ 録媒体の保管 スプレイに表示 持ち出される。 棄するときは	ンターに 場所は、 されるM ことのない	おいては、サーバ設置場、予め利用登録した者又は 対票本人確認情報が来庁いよう、職員が退庁する際れた情報が読み出せない	所、記録媒 は利用登録。 者から見える とに執務室を	
⑥技術	前的対策	[十分に行	テっている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	プロ ・端: ・都:	グラム及びウィ 末はインターネ	ィルス対策ソフ ・ットに接続でき	小のパタ きず、シス	ュリティ更新プログラム、住 マーンファイルを配信された ステム管理者の許可なくを 「内ネットワークにおいて、	-都度更新で ト部媒体の	接続もできない。
⑦バッ	クアップ	[特に力を入れ	 にて行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2	2) 十分に行っている
⑧事战 周知	女発生時手順の策定・	[特に力を入れ	に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2	2) 十分に行っている
機関に	33年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) કે	発生なし
	その内容							
	再発防止策の内容							
⑩死者	首の個人番号	[保管して	ていない]	<選択肢> 1) 保管している	2) {	呆管していない
	具体的な保管方法							
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) -	十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスクに対する措置の内容		署等から	の求めにより提供・科	多転された		歌山県の他の執行機関又は他部 ・移転先で情報を受領できなかっ る必要はない。	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在するリ	スク			
消去	手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
	手順の内容	個人情報・帳票等を ・附票本人・媒体へ出	を、システムにて自動 ・受渡し、保管、複写 、確認情報が記載さ さカした場合は、作成	動判別し 又は廃棄 れた帳票 ば、複写、	肖去する(消去されたデータは、 Eした場合には、帳票管理簿に 等を廃棄する場合、裁断、溶角 上書き、削除について、一括摂	記載する。 双等の措置を講じる。	
その作	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定值	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						

_Ⅳ その他のリスク対策 ※

1. 監	査	
①自己	己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	年に1回、住基ネットを利用する全職員に対し、セキュリティ対策規程等の項目に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施する。 また、端末設置課に対しては端末の管理に関して別途自己点検を実施する。
②監査	Š	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	操作ログの監視や本人確認情報利用状況報告書の内容から取扱いに不適切な事項があった場合や自己点検結果が不十分な所属に対しては、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき、現地監査を実施する。
2. 従	業者に対する教育・福	<mark>客発</mark>
従業者	音に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	操作者登録の際に、登録者に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施。また、毎年、各所属を通じて目的外利用の禁止を含めた関係規定の遵守を操作者に対して求めている。
3. そ	の他のリスク対策	
_		

V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
①請求	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	和歌山県総務部総務管理局市町村課 640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 073-441-2192						
②請求		必要事項を記載した所定の様式を窓口に提出して行う。なお、窓口に、本人確認に必要な書類の提示 又は提出が必要。						
	特記事項							
③手数料等								
④個,	人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
	個人情報ファイル名	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事務						
	公表場所	郵便番号640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県総務部総務管理局市町村課						
⑤法令	冷による特別の手続	_						
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不 [_						
2. 特	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ							
①連絡先		和歌山県総務部総務管理局市町村課						
②対応方法		問い合わせの際に、対応について記録を残し、関係法令等に照らし、適切に回答する。						

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日		
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取	
①方法	和歌山県県民意見募集(パブリックコメント)手続実施要項に基づき実施	
②実施日・期間		
③期間を短縮する特段の理 由		
④主な意見の内容	意見なし	
⑤評価書への反映		
3. 第三者点検		
①実施日		
②方法		
③結果		
4. 個人情報保護委員会の	承認 【行政機関等のみ】	
①提出日		
②個人情報保護委員会による審査		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	公表日	令和1年7月20日		事後	公表日の変更に伴うもの
令和2年3月31日	I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) - 第7条(住民票の記載事項) - 第1条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事 の通報) - 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報 の通知等) - 第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通 知等) - 第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) - 第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関へ の本人確認情報の提供) - 第30条の15(本人確認情報の利用) - 第30条の32(自己の本人確認情報の利用) - 第30条の32(自己の本人確認情報の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関へ第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の開示)	事後	・番号整備法(平成25年法律第 28号)施行に伴う変更 ・システムの機能「本人確認情 報整合)の根拠に大、第30条 の22を追加 したことに伴うもの
令和2年3月31日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	NECキャピタルソリューション/NEC コンソーシアム	日本電気株式会社	事後	契約業者変更に伴うもの
令和2年3月31日	(別添2)ファイル記録項目	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 漢字数氏名 3. 外字数氏名) 4. ふりがた氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 9 8. 奶人類番号 10. 異動事年月日 12. 保存事化が一月 13. 清音化が一月 15. 技作端末ID 16. 技作端末ID 17. 浸作端末ID 17. 漫介を書口 17. 過か・ラグ 20. 別がアラグ 21. 削骸順番字変更連番 24. 住所外字変更	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票 1-7 2. 漢字氏名 3. 外字数(氏名) 4. ふりがな氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(日の) 9. 個人動事由 10. 異動年月日 11. 異称明問 11. 異称明問 11. 異称明問 11. 異称明問 11. 操作部かな氏名 14. 市町ヤコード 16. 操作端末iD 17. 操作端末iD 17. 操作端末iD 17. 操作端末iD 17. 操作端末iD 17. 操作端末iD 18. タイムスタンプ 18. 多イムスタンプ 22. 更新順等要更連番 24. 住所外字変更連番 24. 住所外字変更連番 25. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字数 27. 旧氏、外字數連番	事後	住民基本台帳施行令等の一部 を改正する政令(平成31年4月 17日政令第152号)が公布さ れたため
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成26年12月8日	令和元年11月11日		
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ②実施日・期間	平成26年12月10日~平成27年1月9日	令和元年11月11日~令和元年12月10日		
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ④主な意見の内容	意見なし	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年1月26日~平成27年3月27日	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	和歌山県個人情報保護審議会	実施後記入	事後	
令和2年3月31日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 3.結果	特定個人情報保護評価指針に示された審査の親点である適合性及び妥当性に基づき点検したところ、下記の留意事項は見受けられるが、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のブライバシーへの影響を及ぼす可能性がある事項や問題につて、適切に配載されていること及びリスク対策が適切に講じられていることを確認した。なお、評価者に記載したリスク対策については確実に実行し、特定個人情報ファイルを助り扱う職員の教育・啓発について不断の努力を行うことを要望する。 記 1 記載事項について、具体的な根拠規程等がある場合、それを明示すること。 2 国や地方公共団体情報システム機構等が提供する情報に留意し、必要に応じ評価書を改めること。	実施後記入	事後	
令和3年3月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 特定個人情報の使用におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	空欄	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・離席時は、バンコンをログオフする。 ・離席のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はできない仕様となっている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。

変更日	友 史 直	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
ZZH		炎文BIV BL 縣	女文家が記載	1/E [24] 76)	25円 14分11年 2年の106分1
令和3年3月31日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見 の聴取 ④主な意見の内容	実施後記入	意見なし	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	実施後記入	令和2年2月13日~令和2年3月24日	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	実施後記入	和歌山県個人情報保護審議会	事後	時点修正によるもの
令和3年3月31日	VI 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	実施後記入	令和2年1月27日付け市町村第0150003号で諮問された標記の件について、特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)第10の1の(2)に示された審査の観点である適合性及び妥当性の2つの観点に基づき、また、直近の特定の関係である適合情報保護評価書の公表から5年間の個人情報保護評価書の公表から5年間の個人情報保護評価書の公表から5年間の個人情報での機能を開発の検討という。150回留意事項は見受けられるが、特定個人情報ファイルの取扱いに伴い個人のブライバシー等への権利利益に対する影響を及ぼす可能性がある事項または問題について適切に記載され、リスク対策が適切に講じられていることを確認した。なお、評価書に記載したリスク対策については確実に実行し、特定個人情報ファイルを取り扱う職員の教育・啓発について不財の努力を行うことを要望する。記 記 1 評価書案について 国や地方公共団体情報システム機構が提供する情報に留意し、必要に応じて評価書を改めること。 その他(1)評価書内に記載された自己評価について、第三者から紹介を受けた際に、具体的な根拠を示せるように準備すること。その他(1)評価書内に記載された自己評価について、第三者から紹介を受けた際に、具体的な根拠を示せるように準備すること。その他(1)評価書内に記載された自己評価について、第三者から紹介を受けた際に、具体的な根拠を示せるように準備すること。	事後	時点修正によるもの
	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の 管理及び提供等に関する事務 全項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 全項目評価書	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいるの他の事態を発生させりスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	和歌山県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における 特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイ ルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼ しかねないことを認識し、特定個人情報の漏入との機し、手 発生させるリスクを軽減とするために適切な措置を指 で個人のプライバシー権等の権利利益の保護に取り組んでいる ことを宣言する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	表紙 特記事項	て、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下(住基法」という。) に基づき市町村から住民のよ、視影情輸に関する通知を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報として 保有する。都道府県知事保存本人確認情報として 保有する。都道府県知事保存本人研認情報は、信頼を任義、 コード及びこれらの変更情報に限定され、所得額や社会保障格 付情報などの税、社会保障、災害対策条務情報に保有しない。	・住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2.附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」と分かれる。 1.本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1.本人確認情報をかりて一つパまいて、都道府県知事は、住民基本台帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき市町村から住民の本人確認情報に関する適如を受け、都道府県サーバに都道府県知事保存本人確認情報をして保有する。都道府県知事保存本人確認情報をして保有する。の扱・社会保障・災害対策業務情報は保存しない。 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務住民業コート及び、日本会による一般で、災害対策業務情報は保存しない。 2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務住民基立会も概ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づき中間村から住民の附票本人確認情報として保有する。都道府県知事は、住基法と基づき中間対から住民の附票本人確認情報とは「基本会帳ネットワークにおいて、都道府県知事は、住基法に基づ会時報として保有する。都道府県知事は、住土の美術を開発して保有する。都道府県知事保存附票本人確認情報として保有する。不可能の財票に記載されている氏名、住所、出生の年月日、男女の別長び住民票コード並びにこれるの変更情報に限定され、個人番号は含まれない。小部による不正利用防止のため、操作者区には基はに基づく等を機能を指認証、操作程度の確認等の対策を課している。小部との接続にあたっては、住基ネットは専用の線を使用し、指定情報を必要機能はありませいます。大阪に関係している。小部を保護している。小部を保護している。・本語原県サーバに生物は原料であります。大阪社府に関係している。本語を開発している。本語を関係している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を開発している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を関係している。本語を表になる。本語を表にいる。本語を表になる。本語	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I -1 ②事務の内容	和歌山県は、住基法に基づいて住民基本台橋のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務力及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務力及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務・日本のであり、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の住所に関する品出等の簡素化を図り、その住民たる地位を記録する各種の台帳に関する同盟を心を図り、市町村において、住民の居住関係の経証 選挙を入電の登録、その他住民に関する記録を正確かつ幼託・囲いに行うものであり、市時において、住民の居住関係の公証 選挙となるものである。 和歌山県では、住基法の規定に基づき、特定個人情報(8. 第2 のの後録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 の職会ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市市村からの本人確認情報)を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ① 磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市市村からの本人確認情報の係る意型に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下機構)という。)への通知 ②市司村からの本人確認情報の信任、会話では、前野は一般では、市町村における市町村の5、和歌山県に大事に基づく性表別の第一級、中間では、市町村における市町村の5、和歌山県に表して記載する記録を正確に行う責務が、和歌山県における所集を国サーバ等により、構築でよれる「財票連携システム」により、住民第二を計算を正確していまり、日本の財票に関する記録を正確に行う責務がありに基づくが決定の財票本人確認情報の管理及び提供等により、4情報の所集の事業を発情をある。それため、時期、本人確認情報の管理とよる語が、となり、表別では、1 部 通 原 明 知 本 日本 日本 住	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I-2 システム2 ①システムの名称	(新設)	附票連携システム ※「3、特定個(情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存附 票本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、附 票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、 附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記 載する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 システム2 ②システムの機能	(新設)	1. 附票本人確認情報の更新 ・・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された附票本人確認情報の更新情報を示に当該ファイルを更新し、附票全国サーバに対して当該附票本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転、1和歌山県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報服金に対応するため、照金のあった当該個人の4情報等に対応付、的票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報を都道府県知事保存附票本人確認情報の対に応じ、附票本人確認情報の担保、移転する場合がある。 3. 附票本人確認情報の場合による自己の附票本人確認情報の開示請求に対位で当該個人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存財業本人確認情報の対した。以下、都道府県知事保存財業本人確認情報の対した。以下、表述で、基本に基づく住民による自己の附票本人確認情報の開示請求に対応するよの、当該個人の財票本人確認情報を都道府県知事保存財票本人確認情報の対し、接票に出力する。 4. 機構への情報照会 ・・	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I-2 システム2 ③他のシステムとの接続	(新設)	[〇]宛名システム等	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I -3	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-4 ①事務実施上の必要性	和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出入があった・都道府県知事保存本人確認情報の理定行うため、また全国的な本人確認手報を理成かの統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①性基本小と用いて市町村の区域を超えた住民基本合帳に関する事務(住基本ットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務(任基本ットに係る本人確認情報のの通知を受けて都道所県和事保存本人確認情報の野田大・人権認情報の再知を受けて精動で、②和歌山県で普及が情報を観情報ファイルを更新し、当該更信報に対して通知する。 ②和歌山県の他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報の開会に基づき、当該情報を提供する。 ②和歌山県の他の執行機関による住基法に基づく都道府県知事保存本人確認情報を開示する。 ⑤在本人確認情報を開示する。 66市町村において保存する本人確認情報と使等に関する事務において、都道府県知事保存本人確認情報を開する。 66市町村において保存する本人確認情報をの整合性を確認する。	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル 和歌山県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記に掲げる必要性から取り扱う。 ・都道府県知事保存本人確認情報ファイルは、転出人があった・場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認序段として、1つの市面村内にとどまらず、全地方公共日前をで、本人確認序報を正確かつ数一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務(住基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務)の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②市町村からの本人確認情報ファイルを更新し、当該更新情報を開けて通知する。 ③和歌山県の他の執行機関又は他部署からの照会に基づき、本人確認情報を提供・移転する。 ④往民からの請求に基づき、当該個人の本人確認情報を開示する。 ⑤市町村に、本人確認情報を検索する。 ⑥・信基ネットに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥・信基ネットに係る本人確認情報を検索する。 ⑥・信本ネットに係る本人確認情報を検索する。 ⑥・市町村において保存する本人確認情報との整合性を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I-4 ②実現が期待されるメリット	本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に 提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票 の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽減(各機関を訪問 し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)されるこ とに加え、行政においてもい正確な本人確認の実現少事務の 省力化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込ま れる。	本人確認情報を利用することにより、これまで行政手続の際に 提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票 の写し等)の省略が図られ、住民の負担が軽減(各機関を訪問 し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)されるこ とに加え、行政においてもより正確な本人確認の実現少事系の 省略化など行政運営の適正化・効率化につながることが見込ま れる。 また、国外転出者を含め個人番号カードによる本人確認、個人 番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資するこ とが期待される。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	I-5	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事 の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報 の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通 知等) ・第30条の1(通知都道府県以外の都道府県の執行機関へ の本人確認情報の選りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関へ の本人確認情報の制明) ・第30条の2(古(市村間の連絡調整等) ・第30条の2(自己の本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の別示)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) -第7条(住民票の記載事項) -第72条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) -第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) -第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) -第30条の8(本人確認情報の誤別に関する機構の通報) -第30条の8(本人確認情報の誤別に関する機構の通報) -第30条の8(本人確認情報の誤別に関する機構の通報) -第30条の2(本人確認情報の解別に関する機構の通報) -第30条の2(本人確認情報の利用) -第30条の3(全(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全)(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全)(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全)(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全)(市町村間の連絡調整等) -第30条の3(全)(市町村間の連絡調整等)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	(別添1)	(新設)	(1)本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	(別添1) (1)本人確認情報の管理及 び提供等に関する事務	(図中に追記)	(注)図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない 事務の流れを指す。	事前	再実施にかかる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) (1)本人確認情報の管理及 び提供等に関する事務	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-①市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村にSを通じて都道府県サーバに通知する。1-②都道府県サーバに高地する。1-②都道府県サーバに高いて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。2-①制度、100円では	79人は4月報号とで、プードとのによいて、提示されたキーワードを元に都 2一②、和歌山県知事において、提示されたキーワードを元に対 は所県知事保存本人確認情報を提供・移転する。 ※検索対象者が他都適用県の場合は全国サーバに対して検 素の要求を行う。 ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、住民基本台 帳ネットワーヴンステムに係る本人確認情報を一括して提供する場合(一括提供の方式(注1)により行う場合)には、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、都道府県サーバの代表 端末又は業務端末を操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合 は、「媒体連携又は回線連携と記載り(注2.注3)により取分場合 は、「媒体連携又は回線連接と記載り(注2.注3)により取分場合 は、「媒体連携とは回線連接と記載り(注2.注3)により本人 を元に都道府県サーバに照金し、照金結果ファイルを提供する 方式を指す。 (注2)媒体連携とし、括提供の方式により本人確認情報の 提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報の 提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指 (注3)回線連携とは、一括提供の方式により本人確認情報 提供を行う場合に、情報連携に適信回線(行内LAN等)を用いる 方法を指す。具体的には、都道府県サーバの代表端末又は 来務端末と作りネンテム、宛名管理システムを含む。)のみがア ウセス可能な領域(フォルダ)を設け、当該領域内で照会を求 フィル及び照金結果ファイルの授金を行う。 3 本人確認情報の開示に関する事務 3 一般により本人確認情報の開示情求を受け付ける(※特定 個人情報を含まない)。 3 -②、開示語する有住民に対し、都道府県知事保存本人確認 情報フィルに記録された当該個人の本人確認情報を開示す る。 4、機構への情報照会に係る事務 4一①機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした 1 は変形性をの図をを応る。	事前	再実施にかかる修正
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管 理及び提供等に関する事務	(新設)	新規に作図	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	(別添1) (2)附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	(新設)	1. 附票本人確認情報の更新に関する事務 1-①・市町村において受け付けた住民の異動に関する情報 を、市町村のSを通して附票・新道府県サーバに適知する。 1-②・貯票都道府県サーバに造知する。 1-②・貯票都道府県サーバにおいて、市町村より受領した附票 本人確認情報を元に都道の県外事保所県本人体認情報ファイルを更新する。 1-③・世界は一対し、住民基本台帳ネットワークを介して、附票本人の認度情報の更新を通知する。 2-①、和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①、和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 2-①、和歌山県の他の執行機関への情報提供又は他部署とから、2-②、和歌山県の他の執行機関又は他部署において、4情報等をキーワードとした附票本人確認情報の照会を行う。 2-②、和歌山県の他の執行機関スは他部署において、2時代の原典本保存附原本人確認情報の例会を行う。 3-②、表示に対し、当該個人の附票本人確認情報を提供、移転する。 その際、番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めに応じ、防票本人確認情報の提供・移転する場合がある。 ※検索対象者が他都道府県の本の場合は附票全国サーバに対して検索の要を行う。 ※和歌山県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人は影情報を提供・移転する場合がある。 ※検索対象者が他都道府県の他の執行機関又は他部署に対し、附票本人で投稿の要を行う。 ※和歌山県の他の執行機関又は他部署においてファイルと共用する。シを操作し、媒体連携(回線連携を用いる場合は、「媒体連携とは一般指提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に配合して、会主を行う、(注注) 原本・人確認情報の原、サーバに照金付、主、記録は、とい行う、(注注) 原本・人確認情報の開、サーバに開金し、銀、原本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に電子記録媒体を用いる方法を指す。 (注注)原本連携とは、一括提供の方式により附票本人確認情報の提供を行う場合に、情報連携に高に開金結構を下のの代表で記述表と指する。 (注注)原本・人確認情報の間示に関する事務の現実本人確認情報の開示に関する事務の開票本人確認情報の開かにとい対に、都道府県知事保存附票本人確認情報の関かにに関する事務・3。3-②・開票本人確認情報の開発を行う。 3・②・開票本人確認情報の開示する。 4・②・機構より、当該個人の附票本人確認情報を受けする。 5・所票本人確認情報をプロイルの整合性確認を行る。。6・②・所票本人確認情報をプロイルのを合性確認を発力を開発本人確認情報をプロイルの整合性確認を発力を開発本人で認定情報を通りの対票本人確認情報を通りの対策本人確認情報を送付する。6・③・所票本人確認情報のプロイルの整合性確認を見の対策本人確認情報の対す、人において、市町村でSより、所算本の財票本人確認情報で同りの開業本人確認情報を開いていたり、市町村でSに対して整合性確認を発力でする。6・①・市町村でSより、所算本、位認に情報を受していたり、のに対しでは対しているがでは対していたり、のに対しでは対していたり、のに対していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していたりを表していいていたりを表していたりを表していいたりを表していいていたりを表していいないのはでは、対していいないのは、のは、では、対しないり、のは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、を表しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、なりには、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しないのは、対しない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に作 う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (1) 都道府県知事保存本人 確認情報ファイル Ⅱ-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (1) 都道府県知事保存本人 確認情報ファイル II -6 ①保管場所	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カッラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセス・都道府県においては、端末及び記録媒体を施設管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した上で、業務端末が設置された執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、刊歌以明住民基本与機ポッワークシステム連用管理要領」に基づき業務端末設置課のセキュリティ責任者「操作者の所属する部署の所属長」は職員が退	の集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラ を設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っ ている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセ スはIDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更

変更日	東	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-1	(新設)	(2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ①ファイルの種類	(新設)	システム用ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ②対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲	(新設)	和歌山県内の住民(和歌山県内のいずれかの市町村において、住基法第16条(戸籍の附票の作成)に基づき戸籍の附票に記録された住民を指す。) ※消除者を含む。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	(新設)	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山 県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、 その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する必要がある ため。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要(2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイルⅡ-2④配録される項目	(新設)	10項目以上50項目未滿	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④記録される項目 主な記録項目	(新設)	[〇]個人番号 [〇]信情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]その他(その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報を含まない。))	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ④配録される項目 その妥当性	(新設)	・4情報、その他戸籍の附票関係情報(戸籍の表示に係る情報 を含まない。) :法令に基づき戸籍の附票に記録された者に関する記録を正確 に行う上で、戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(情報、住民票コード及びにもの変更情報)を記録する必要が ある。なお、別添2に記載のとおり、記録項目には戸籍の表示に 係る情報(本籍及び筆頭者の氏名)は含まない。 ・個人番号 ・国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合 に限り、和歌山県の他の執行機関等からの求めに応じ、当該個 人の住民票コードを用いて、都道府県知事保存本人確認情報 ファイルから個人番号を抽出し、附票都道府県サーバに連続 る場合がある。提供又は移転後、個人番号は、都道府県知事保 存附票本人確認情報ファイルに保有することはない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル Ⅱ-2 (④記録される項目 全ての記録項目	(銀形設)	別添2を参照。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑤保有開始日	(新設)	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-2 ⑥事務担当部署	(新設)	総務部総務管理局市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ①入手元	(新設)	[○]地方公共団体・地方独立行政法人 [○]その他(都道府県サーバ(※入手には該当しないが、都道府県サーバから個人番号を抽出する場合がある))	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ②入手方法	(新設)	[O]専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-3 ③入手の時期・頻度	(新設)	戸籍の附票において、附票本人確認情報の変更又は新規作成 (出生等)が発生した都度入手する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関 等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番 号をその都度抽出する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ④入手に係る妥当性	(新設)	法令に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、国外転出者に係る本人確認を行う上で、市南村の戸籍の削票の記載事項」を変が生じた都度、当該市司村を通じて入手に、機構に通知する必要がある。また、入手の手段として、法令に基づき構築された専用回線である、住基本ツ・(※※)を用いることで、入手に係るリスクを軽減している。 ※なお、住基法第30条の44の6第3項に基づき、都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)を利用し、第30条の15第1項又は第2項の規定による事務について個人番号を提供することができるとされている。 ※※附票連携システムは、住基・ツトを利用して構築されている。住基ネットは、保有情報・利用の制限、内部の不正利用の防止、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々なも、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々なも、外部からの侵入防止など、セキュリティ確保のための様々なり、中では14年8月6日の稼働後、住基ネットへのハッキングや情報漏えいなどの事件や障害は一度も発生していない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 (5)本人への明示	(新設)	和歌山県知事が当該市町村の区域内における附票本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の41(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)に明示されている。 ※和歌山県知事が国外転出者に係る個人番号を抽出する場合があることについて、住基法第30条の44の6第3項に明示されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 (6)使用目的	(新設)	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおいて和歌山 県内の戸籍の附票に記録された全ての住民の情報を保有し、 その記録を常に正確に更新・管理・提供・移転する。 ※番号法別表に掲げる事務につき、和歌山県の他の執行機関 等から国外転出者に係るものに関し求めがあった場合、個人番 号をその都度補出し、第30条の15第1項又は第2項の規定に よる事務について提供する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑦使用の主体 使用部署	(新設)	総務部総務管理局市町村課	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ⑦使用の主体 使用者数	(新設)	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-3 ③使用方法	(新設)	・和歌山県の他の執行機関又は他部署からの附票本人確認情報の照会要求を受け(和歌山県の他の執行機関又は他部署が開票都道府県サーバ)、照会のあった住民県コード又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の附票本人確認情報を照会元、提供移転する。(附票都道府県サーバー和歌山県の他の執行機関又は他部署)。 ※その際、番号法で認められた場合に限り、附票本人確認情報の提供に併せて、当該個人の住民票コードを用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、照会元に提供・移転する場合がある。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ③使用方法 情報の突合	(新設)	・都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルの住民票コード と都道府県知事保存本人確認情報ファイルの個人番号を突合 する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 ③使用方法 情報の統計分析	(新設)	該当無し	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	取特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-3 ③使用方法 徳伊用方法 決定	(新設)	該当無し	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-3 (9使用開始日	(新設)	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通過の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)」附則第1条第10号にて規定される公布から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託の有無	(新設)	委託する(3件)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1	(新設)	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ①委託内容	(新設)	全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化したことに伴い、都道府県サーバを同様に附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。委託する業務は、直接附票本人確認情報に保からない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、開覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 受託事項1 (②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事』 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II -4 委託事項1 (2取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新設)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新設)	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルが保存される附 票都道府県サーバの運用及び監視業務を委託することによる。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認 情報に係わたない事務を対象としているため、委託先において は、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事 務は実施しない。 また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保 持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写 又は持ち出しの禁止、復到等の返還又は疾棄、従事者への周 知、事故発生時における報告に関して定めている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ -4 委託事項1 ③委託先における取扱者数	(新設)	10人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 里・ 年本 第一 4 (4)委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(新設)	[〇]専用線	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-4 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	(新設)	和歌山県情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II -4 委託事項1 ⑥委託先名	(新設)	地方公共団体情報システム機構(機構)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託事項1 ⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項1 ②再委託の許諾方法	(新設)	書面による承諾	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	正特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-4 委託事項1 ③再委託事項	(新設)	附票都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接附票本人確認情報に係わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2	(新設)	代表端末、業務端末等機器の保守業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ①委託内容	(新設)	和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の保守管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報にアクセスできず、関策・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 受証が比較である特定個 人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II -4 委託事項2 (2取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新設)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □-4 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新設)	住基ネットの運用を安全かつ適切に実施するため、本県が設置するファイアウォール、代表端末及び業務端末等の機器の保守管理業務を委託することによる。なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接附票本人確認情報に関わらない事務を対象としているため、再委託先においても、特定個人情報ファイルに記録された情報をのものを扱う事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故学生時における報告に関して定めている。併せて、「セキュリティの仕様」を規定し、人的なセキュリティ要件「情報の秘医、指導・教育」、物理的セキュリティ要件「情報の秘医、指導・教育」、物理的セキュリティ要件「情報のを出している。」	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ③委託先における取扱者数	(新設)	10人未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-4 委託事項2 (3)委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(新設)	[〇]その他(運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、 代表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はして いない。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 (5)委託先名の確認方法	(新設)	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ⑥委託先名	(新設)	日本電気株式会社	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項2 ⑦再委託の有無	(新設)	再委託する	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	(新設)	委託契約書中において、原則として再委託を禁止しているが、 やむを得ず再委託を実施する必要がある場合は、予め書面に より承認を得た上で、委託先は再委託先と第三者に対する守秘 義務を課すことを内容とした契約を交わすことを義務付けてい る。また、再々委託を禁止する条項を契約書中で規定している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル I-4 委託事項2 ③再委託事項	(新設)	代表端末、業務端末、ファイアウォール等のハードウェア現地調整・工事、ソフトウェア保守。 なお、「①委託内容」のとおり、委託事項は、直接本人確認情報 に関わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記録された情報そのものを扱う事務は実施しない。 また、再委託する場合でも委託先が再委託先の行為のすべて について責任を負う旨を契約書中で規定している。	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-4 委託事項3	(新設)	代表端末、業務端末等機器運用管理業務	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項3 (1委託内容	(新設)	和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末、業務端末等の構成機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務。 委託する業務は、直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない(直接附票本人確認情報に関わらない)(直接附票本人確認情報に対した)。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4事項3 受ご取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲	(新設)	特定個人情報ファイルの全体	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □-4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(新設)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	II特定個人情報ファイルの 概要 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 重ない。 受託事項3 ②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 その妥当性	(新設)	本特定個人情報ファイル(都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル)の閲覧、更新等を行う代表端末及び業務端末等の機器の利用ログ採取や性能監視等の運用管理業務を委託することによる。 さまる。(で要託内容」の通り、委託事項は、直接附票本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報取了イルに記録された情報そのものを改多事務は実施しない。また、契約書中で「個人情報取扱特配事項」を規定し、秘密の保持、収集の制度、安全確保の措置、目的外利用及び提供の禁止、複写文は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、從事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。併せて、一般財団法人日本情報経済社会推進協会、(JIPDEC)のブライバシーマーク制度の認定、又はISNMS適合性評価制度の認証を取得していることを要件としている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル I-4 委託事項3 (3)委託先における取扱者数	(新設)	10人未満	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	11 特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 里 会計事項3 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(新設)	[〇]その他(運用保守上必要がある場合は、職員立会の上、代 表端末又は業務端末により確認しているのみで、提供はしてい ない。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-4 委託事項3 (5)委託先名の確認方法	(新設)	委託先が決定した際は県ホームページにて公表している。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 旧-4 委託事項3 6変託先名	(新設)	中央コンピューター株式会社	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ - 4 委託事項3 ⑦再委託の有無	(新設)	再委託しない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供・移転の有無	(新設)	提供を行っている(1件) 移転を行っている(1件)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1	(新設)	和歌山県の他の執行機関	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-5 提供先1 ①法令上の根拠	(新設)	住基法第30条の15第2項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確 認情報(住民票コードに限る。)の利用) 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を説別するための番号の利 用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先 が個人番号を利用することができる場合に限る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-5 提供先1 (2)提供先における用途	(新設)	住基法別表第6及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に 関する条例に掲げられた和歌山県の他の執行機関への情報提 供が認められる事務の処理に用いる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 提供先1 (3)提供する情報	(新設)	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5先1 (3提供する情報の対象とな る本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	旧特定個人情報ファイルの 概要 (2) 都道府県知事保存附票 本人・成認情報ファイル 旧-5 提供先づら情報の対象となる本人の範囲	(新設)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル II-5 提供先1 (6)提供方法	(新設)	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-5 提供先1 (7時期・頻度	(新設)	和歌山県の他の執行機関からの情報照会の要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	□特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1	(新設)	和歌山県の他部署	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	田特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 旧-5 移転先1 ①法令上の根拠	(新設)	住基法第30条の15第1項(本人確認情報の利用) 住基法第30条の4406第3項(都道府県知事保存附票本人確 認情報(住民票コードに限る。)の利用) 和歌川県本人確認情報の利用及び提供に関する条例 但し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律第9条第1項又は第2項の規定により提供先 が個人番号を利用することができる場合に限る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 (2移転先における用途	(新設)	住基法別表第5及び和歌山県本人確認情報の利用及び提供に 関する条例に掲げられた和歌山県知事において都道府県知事 保存附票本人確認情報の利用が認められる事務の処理に用い る。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ③移転する情報	(新設)	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号(番号法 に基づく和歌山県の他の執行機関からの求めがあった場合に 限る。) ※住民票コードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に十分関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)第22条第7項に基づく経過措置である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 (名移転する情報の対象となる本人の数	(新設)	100万人以上1,000万人未满	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本合帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ・5 15 15 15 16 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	(新設)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑥移転方法	(新設)	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 移転先1 ⑦時期・頻度	(新設)	和歌山県の他部署から検索要求があった都度、随時。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本の構設情報ファイル ①保管場所	(新設)	・セキュリティゲートにて入退館管理をしている附票都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理(監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定・管理)を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはIDと生体認証(又はバスワード)による認証が必要となる。 ・和歌山県においては、端末及び記録媒体を施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に保管し、業務端末はワイヤーロックを施工した。で、業務端末が置ざったも執務室は端末が室外に持ち出されることのないよう、「和歌山県住民基本台帳ネッワークシステム運用管理要領」に基づき業務端末設置以のセキュリティ責任者(操作者の所属する部署の所属長)は職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ - 6 ②保管期間 期間	(新設)	1年未満	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-6 (②保管期間 その妥当性	(新設)	附票本人確認情報の提供に併せて提供される個人番号は、和 歌山県の他の執行機関又は他部署からの求めにより提供・移 転された後は、障害発生等により提供・移転先で情報を受領で きなかった場合に備えて、一時的に保存されるのみである。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅱ特定個人情報ファイルの 概要 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-6 ③消去方法	(新設)	一時的な保存後にシステムにて自動判別し消去する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	(別添2)	都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1. 住民票コード 2. 漢字数(氏名) 4. ふりが氏氏名 5. 生年月日 6. 性別 7. 住所 8. 外字数(住所) 9. 個人動事中 11. 異発行制 11. 実務中期 11. 接作者 11. 法律的 11. 法律法 11. 法律 12. 法法法 13. 法法法 13. 法法法 13. 法法法 13. 法法法 13. 法法法 13. 法法法 14. 法法法 14. 法法法 15. 法法法 16. 法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法 16. 法法法法法法法法法法 16. 法法法法法法法 16. 法法法法法法法法法法法法 16. 法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法	(1) 都道府県知事保存本人確認情報ファイル 1、住民票コード、2、漢字氏名、3、外字数(氏名)、4、ふりがな氏名、5、生年月日、6、性別、7、住所、8、外字数(住所)、9. 個人番号、10、異動事由、11、異動年月日、12、保存期間プラグ、13、清音化かな氏名、14、市町村コード、15、大字・字コード、16、操作者日の、17、操作端末ID、18、タイムスタンプ、19、通知を受けた年月日、20、外字更連番、24、住所外字変更連番、25、旧氏、漢字、26、旧氏 外字数、27、旧氏 シリがな、22、更新順番号、23、氏名外字変更連番、24、住所外字変更連番、25、旧氏、漢字、26、旧氏 外字数、27、旧氏 名、少りがな、5、生年月日、6、性別、7、住所 市町村コード、8、住所 漢字、9、住所 外字数、10、最終住所 漢字、11、最終住所 漢字、9、住所 外字数、10、最終住所 漢字、11、最終住所 漢字。9、住所 外字数、10、最終住所 漢字、11、最終住所 漢字、9、住所 外字数、10、最終住所 漢字、11、最終住所 次字数、16、外字フラグ、17、外字パターン、18、通知区分 4 その他 1、個人番号(※国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合に既り、和歌山県の他の執行機関又は他部番からの求めに応じ、当該個人の往長頭一下を用いて、福道府県知事保存附票本人確認情報ファイルから個人番号を抽出し、提供・移転する場合がある。)	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル Ⅲ-1	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)都道府県知事保存本人 直記 町-3 リスク1 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。	庁内システムと都道府県サーバとの接続は行わない。 都道府県サーバは、集約センター内において、附票都道府県 サーバと接続する。 なお、都道府県サーバと附票都道府県サーバのシステム間の アクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより 制限する。 (1) 都道府県サーバー附票都道府県サーバへのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又 は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を 連続する場合。 (2) 附票出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合 に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに 定じ、個人番号を入事である。 でに、個人番号を入事である。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1) 都道府県知事保存本人 確認情報ファイル 関連・4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託におけるその他 のリスク及びそのリスクに対 する措置	(新設)	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者 の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っ ているほか、随時業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (1)都道府県知事保存本人 確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務 端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセ スは、共有フォルダだけに制限する。 全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施 しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山奥の他の執行機関への提供及び他の部署への移 転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理 者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	回線連携を用いる場合、都道府県サーバの代表端末又は業務 端末から庁内システム(宛名管理システムを含む。)へのアクセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携する データが晴号化される仕組みが確立した住基ネットを用いること により、不適切な方法による特定個人情報の提供を防止する。 なお、全国サーバと都道府県サーバの間の通信では相互認証 を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はな されないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移 転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、システム管理 者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-1	(新設)	(2) 都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本値認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	(新設)	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの附票本人確認情報更新要求の際に通知される附票本人確認情報のおけよる。この場合、市町村CSから対象者以外の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な本人確認が行われることが前提となる。また、対象者以外の個人番号は入手できないことを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク1 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	(新設)	法令により市町村から通知を受けることとされている情報のみを 入手できることを、システム上で担保する。 また、対象者の個人番号以外の個人情報は入手できないこと を、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本の確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク1 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(新設)	附票本人確認情報の入手元を市町村CSIに限定する。 また、国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた 場合に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署からの求め に応じ、個人番号を入手することを、システムにより担保する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク2 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	(新設)	住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、住基法第27条の規定に基づき、窓口において対面で本人確認書類(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。個人番号については、都道府県知事保存本人確認情報ファイルから入手するため、該当なし。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	(新設)	市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて 入手できることを、システムで担保する。 また、都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに保存され る段階で真正性が担保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □-2 リスク3 特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	(新設)	システム上、附票本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う (例えば、既に消除されている者に対して、消除を要求する通知 があった場合に当該処理をエラーとする。) 仕組みとする。 また、入手元である市町村CSにおいて、項目(フォーマット、 コード)のチェックを実施する。 個人番号については、都道府県知事保存附票本人確認情報 ファイルに保存される段階で正確性が確保されている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本通路情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 その他の措置の内容	(新設)	システムでは対応できない事象が発生した際に、附票本人確認 情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて附票 本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定 期的に確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク3 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(新設)	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション※を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する、操作者の認証を行う等の措置を講じる。 ・特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。 ※附票都道府県サーバのサーバ上で稼働するアプリケーション。 和歌山県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、和歌山県内の市町村の住民の附票本人確認情報を管理し、和歌山県内の市町村の市町村CSや附票全国サーバとのデータ交換を行う。 アータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-2 リスク4 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に作 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 宛名システム等における措 置の内容	(新設)	・住基ネットの一括提供機能について、これまで用いてきた電子 記録媒体の変わりにLAN回線を使用し、宛名システムとファイア ウォールを介して共有フォルタを設定する。これについては、宛 をシステムとのデータのや助しが電子記録媒体を用いるので はなく、LAN回線の共有フォルタを通じて行うものである。これに より媒体を用いることがないので、媒体紛失のリスクが無くなり、 セキュリティの向上が見込まれる。 、具体的には下記の3点の措置が講じられており、目的を越えた 出付けや必要のない情報等の紐付けを行おうとする不正アクセ スに対する対策はエナケである。 (②柱基ネットから抽出する情報は事前に権限が与えられた職員 が認証に上で、住基ネットでしか出せない仕組みとなってい る。 (③両システムの間にはファイアウォールが設置されており、特定 の通信方式と機器および特定方向でなければ通信は遮断され にいる。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク1 事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	(新設)	庁内システムと附票都道府県サーバとの接続は行わない。 附票都道府県サーバは、集約センター内において、都道府県 サーバと接続する。 なお、附票都道府県サーバと都道府県サーバのシステム間の アクセスは、以下の場合の処理に限られるよう、システムにより 制限する。 (1) 附票都道府県サーバー都道府県サーバへのアクセス 国外転出者に係る事務処理に関し、番号法で認められた場合 に限り、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めに 応じ、個人番号を入手する場合(目的を超えた紐づけが行われ ないよう。個人番号は附票本人確認情報の限とは別の一時保存 領域で処理する。)。 (2) 都道府県サーバーのアクセス 番号法で認められた場合に限り、和歌山県の他の執行機関又 は他部署等からの求めに応じ、国外転出者に係る個人番号を 連携する場合。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク1 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □-3 リスク2 ユーザ認証の管理	(新設)	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 具体的な管理方法	(新設)	都道府県知事保存本人確認情報ファイルへのアクセスは代表 端末又は業務端末から行う。両端末の使用に当たっては以下 の通りユーザー認証を行う。 ・システム管理者(市町村課長)は、「和歌山県住民基本台帳 ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」に基づき、 セキュリティ責任者(操作者の所属する部署の所属長)から操作 者指定協議を受け、利用事務を確認し、服合口を付与する。 ・操作者は照合情報認証(生体認証)又は操作者照合暗証番号 ※による操作者認証を行う。 ※怪我などで照合情報認証に遠さない身体状況などシステム管理者が不和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム、システム 管理者が下める事項」に規定するやむを得ない事情があると判 断した場合には、照合情報の代わりにシステム管理者が発行する操作者照合暗証番号を用いて認証する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	文文 回 / / · · · · · · · · · · · · · · · · ·	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本権認情報ファイル リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理	(新設)	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本機認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	(新設)	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 セパラする管理者が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 システム管理者が定める事項に基づき、操作者印管理簿を 調製し、アクセス権限を適切に管理する。 ・セキュリティ責任者は人事現動等により操作者指定を解除する 場合、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム 管理者が定める事項」に基づき、システム管理者あてに解除を 協議する。システム管理者は解除の協議を受けたときは、照合 情報を削除することにより、直ちにアクセス権限を無効化する。 システム管理者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム システム管理者が定める事項」に基づき照合IDおよび操作者 IDが適正に利用されているか検査することができる。	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク2 アクセス権限の管理	(新設)	行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道庁県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(新設)	・システム管理者は「和歌山県住民基本台帳本ットワークシステムで担着が定める事項」に基づき、業務に応じた権限を付与する。 ・操作者は操作に当たっては「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステム・システム管理者が定める事項」に基づき、操作者の管理簿に利用年月日、利用開助時間、利用目の等を記載してキュリティ責任者から事前に使用承認を得た上で、さらに操作終了後は操作者の管理簿へ利用終了時間、利用件数を記載してキュリティ責任者へ報告を行う。 ・不正アクセスを分析するために、検索サブシステム及び業務端末においてアブリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。・・システム管理者は、操作履歴を7年間保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更
	□特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □-3 特定個人情報の使用の記録	(新設)	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(新設)	・附票本人確認情報を取り扱うシステムの操作履歴を取得し、保管する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴の記録により適時確認する。 ・定期的に監査を行い、操作履歴と各所属で保管している申請 書類等との突合を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク2 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスクス リスクに対する措置の内容	(新設)	・「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規 程」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムと選用管理要 領」、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムと高 理者が定める事項を策定し、事務外利用の禁止を含めた適正 利用を規定している。 ・システムの操作履歴を取得し、保管する。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシ ステムシステム管理者が定める事項」に基づき、操作者の管理 簿に記録された利用時間と操作履歴(ログ)と突合を行い、未承 認の利用がないことを確認。 ・セキュリティ責任者は「和歌山県住民基本台帳ネットワークシ ステムシステム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状 茨報告をシステム管理者が定める事項」に基づき、毎月の利用状 茨報告をシステム管理者に行わせる伴に、操作履歴(ログ)と操 作者の管理機との突合を行い、業務と必要のない検索又は抽 出が行われていないことを確認する。 ・毎年のセキュリティ責任者が実施する自己点検及び操作者登 録の際に、システム管理者は事務外利用の禁止等について指 導する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク3 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	(新設)	・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報(データ)の複製は行えず、附票本人確認情報が記載された帳票を印刷する際は、「和歌山県住民基本台帳ネットワークシステムシステム管理者が定める事項」により規定された出力帳票管理簿により帳票種類、出力者、出力年月日、使用目的、出力枚数、保存、廃棄年月日を管理しなければならない。なお、出力した帳票では、当時である。「大学である。「大学である。」というでは、「大学である。」というでは、「大学である。」というでは、「大学である。」というでは、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学、「大学	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 リスク4 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-3 特定個人情報の使用におけ るその他のリスク及びそのリ スクに対する措置	(新設)	その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり附票本人確認 情報を表示させない。 ・離席時は、パソコンをログオフする。 ・業務端末のディスプレイは来庁者から見えない位置に置く。 ・附票本人観覚情報が表示された画面のハードコピーの取得は できない仕様となっている。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本機認情報ファイル 田-4 情報保護管理体制の確認	(新設)	委託契約書において、「個人情報取扱特記事項」を規定し、秘密の保持、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は持ち出しの禁止、資料等の返還又は廃棄、従事者への周知、事故発生時における報告に関して定めている。	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 皿-4 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限	(新設)	制限している	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(新設)	・委託業務に従事する者の名簿を提出させる。 ・委託業務に従事する者に都道府県知事保存附票本人確認情報ファイルに直接アクセスする権限を付与しない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 皿-4 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録	(新設)	記録を残している	事前	「デジタル手機法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取 扱いの記録 具体的な制限方法	(新設)	・委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象とする。 ・契約書等に基づき、受託者から業務報告書の提出を受ける。 ・不正アクセスを分析するために、システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を採取、保管し、定期的に分析を行う。・システムの操作履歴については7年間、安全な場所に施錠保管する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	四特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本機設情報ファイル 田-4 特定個人情報の提供ルール	(新設)	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-4 特定個人情報の提供ルール 委託先から他社への提供に 関するルールの内容及び ルール連守の確認方法	(新設)	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない(附票本人確認情報に直接アクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徴能、セキュリティ委件(情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に 関するルールの内容及び ルールの遵守の確認方法	(新設)	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない(附票本人確認情報に直接係わらない(附票本人確認情報に直接アクセスできず、開覧・更新・削除等を行わない)業務を対象とする。 ・委託契約書において、秘密保持義務および個人情報保護の徹底、セキュリティ要件(情報資産の管理方法、遵守すべき事項及び判断基準等)を明記し、受託者に対し、遵守させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本施認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール	(新設)	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルールの 遵守の確認方法	(新設)	・委託する業務は、附票本人確認情報に直接係わらない(附票本人確認情報に直接でつたない(附票本人確認情報に直接でつた。) 実務を対象としている。 会託契約書において、受託者が委託者から提供された業務遂行のために必要な情報等について、業務の遂行に不要となった場合は直ちに委託者に返還させることを義務づける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定	(新設)	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 季託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定	(新設)	・秘密の保持 ・収集の制限 ・返正管理 ・直的外利用及び提供の禁止 ・検写又は持ち出しの禁止 ・検写又は持ち出しの禁止 ・資料等の返還又は廃棄 ・従事者への周知 ・事故発生時における報告	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 皿-4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの 確保	(新設)	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 皿-4 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 確保 具体的な方法	(新設)	・再委託に当たっては、直接特定個人情報に関わらない業務が対象。 ・秘密保護に係る条項を設ける。 ・再委託先の業務について、委託先に対してすべての責任を負う条項を設ける。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本私確認情報ファイル Ⅲ-4 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-4 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託におけるその他 のリスク及びそのリスクに対 する措置	(新設)	再委託先については、毎年度の契約において、再委託先業者 の業務内容や委託先との業務分担を審査した上で承認を行っ ているほか、随時業務状況を確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク1 特定個人情報の提供・移転 の記録	(新設)	記録を残している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転 の記録 具体的な制限方法	(新設)	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、 提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で 管理し、7年分保存する。 なお、システム上、提供・移転が認められなかった場合について も記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転 に関するルール	(新設)	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 皿-5 リスク1 特定個人情報の提供・移転 に関するルール ルールの内容及びルールの 連守の確認方法	(新設)	・都道府県知事保存附票本人確認情報の提供・移転は番号法及び住基法の規定により制限される。 ・操作者に付与する権限の範囲は、当該者がその業務を行なうために必要な範囲に限っており、権限のない者はアクセスできない仕組みとする。 ・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)を採取・保管し、不正な操作がないことを確認する。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク1 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク2 リスクに対する措置の内容	(新設)	回線連携を用いる場合、附票都道府県サーバの代表塊末又は 業務端末から下内システム(宛名管理システムを含む。)へのア クセスは、共有フォルダだけに制限する。 連携手段として通信の記録が逐一保存され、また、連携する データが暗号へとおる仕組みが確立した附票連携システムを用 いることにより、不適切な方法による特定個人情報の提供を防 止する。 なお、附票全国サーバと附票都道府県サーバの間の通信では 相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の 提供はなされないことがシステム上担保される。 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移 また、和歌山県の他の執行機関への提供及び他の部署への移 者が承認した上で、限られた端末のみしか出力させない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅱ-5 リスク2 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスクに対する措置の内容	(新設)	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを指保する。また、都道府県知事 保存所票本人確認情報の開張請求があった場合は、当該情報 と請求書の安全を複数の開張請求があった場合は、当該情報 と請求書の安全を複数の開張請求があった場合は、当該情報 と請求書のサーバと附票部道府県サーバの間の通信では相互 認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供 はなされないとがシステム上担保される。また、回線連携を用 いる場合、別票都道府県サーバの代表端末又は業務端末から 庁府システム(宛名管理システムで含む。)へのアクセスは、共 有フォルダだけに制限する。なお、都道府県知事保存所集本人 確認情報の開示請求については、請求者に対し、本人確認書 類等を提示させることにより厳格な本人確認を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-5 リスク3 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本値認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ①NISC政府機関統一基準群	(新設)	政府機関ではない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 (2)安全管理体制	(新設)	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク1 ③安全管理規定	(新設)	十分に整備している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本私確認情報ファイル リスク1 ②安全管理体制・規程の職 員への周知	(新設)	十分に周知している	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	□特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本値認情報ファイル □-7 リスク1 ⑤物理的対策	(新設)	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(新設)	・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室を特定し、管理する。・附票都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理する。・代表端末及び記録媒体の保管場所は、予め利用登録した者又は利用登録と同様した者のみが入室できる。・業務端末はディスプレイに表示される附票本人確認情報が来げ者から見えない位置に設置する。また、端末が室外に持ちれることのないよう、職員が退庁する際に執務室を施錠するなど必要な措置を講じる。・被要イスクを廃棄するときは、記録された情報が読み出せないよう物理的破壊又は専用ソフトによるデータ消去を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-7 リスク1 (6)技術的対策	(新設)	十分に行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本連記情報ファイル 皿-7 リスク1 (6) 技術的対策 具体的な対策の内容	(新設)	・OSのセキュリティホールに対するセキュリティ更新プログラム、住基ネット業務アプリケーションの修正プログラム及びウィルス対策ソフトのバターンファイルを配信された都度更新する。・端末はインターネットに接続できず、システム管理者の許可なくが部様体の接続もできない。・都道府県サーバの集約センター及び庁内ネットワークにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道辞県知事保存附票 本人確認情報ファイル リスク1 (7) パックアップ	(新設)	特に力を入れて行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に件 う変更
	四特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本権認情報ファイル ローフ リスク1 (8)事故発生時手順の策定・ 周知	(新設)	特に力を入れて行っている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リ過去3年以内に、評価実施 期間において、個人情報に 関する重大事故が発生した か	(新設)	発生なし	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-7 リスク1 ⑩死者の個人番号	(新設)	保管していない	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	田特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル 田-7 リスク1 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル ローフ リスク2 リスクに対する措置の内容	(新設)	附票本人確認情報の提供・移転に併せて提供される個人番号は、和歌山県の他の執行機関又は他部署等からの求めにより 提供・移転された後は、障害務定等により提供・移転先で情報を 受領できなかった場合に値えて一時的に保存がされるのみであ り、情報が更新される必要はない。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル ローフ リスク2 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	■特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル □ -7 リスク3 消去手順	(新設)	定めている	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	Ⅲ特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2)都道府県知事保存附票 本人確認情報ファイル Ⅲ-7 リスク3 手順の内容	(新設)	・障害発生等により提供・移転先で情報を受領できなかった場合に備末た一時的な保存の終了後、特定個人情報を、システムにて自動判別に消去する(消去されたデータは、復元できない)・帳票等を受渡し、保管、複写又は廃棄した場合には、帳票管理第1こ記載する。 ・附票本人確認情報が可能と記載された帳票等を廃棄する場合、裁断、溶解等の措置を講じる。 ・媒体へ出力した場合は、作成、複写、上書き、削除について、一括提供管理記録率で記載される。 ・記録媒体を廃棄する場合、裁断又は溶解等若しくは消去又は物理的破壊等の措置を請し、その記録を残す。	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更
	皿特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリス ク対策 (2) 都道府県知事保存附票 本値記情報ファイル エ-7 リスク3 リスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事前	「デジタル手続法」の施行及び 住民基本台帳の一部改正に伴 う変更